

○富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例施行規則

昭和59年9月29日

富山県規則第40号

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例施行規則を次のように定め、公布する。

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例（昭和59年富山県条例第31号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、興行場の構造設備についての公衆衛生上必要な基準及び興行場の入場者の衛生に必要な措置の基準に關し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧席)

第2条 条例第3条第3号ウの規定による観覧者の要件は、次のとおりとする。

- (1) いす席 固定式のいすで、その幅員が座面で1人当たり0.4メートル以上であること。
- (2) 座席（いす席及びます席を除く。） 1人当たりの占用面積が0.5平方メートル以上であること。
- (3) ます席 1人当たりの占用面積が0.5平方メートル以上であり、かつ、1ますの定員が6人以下であること。
- (4) 立見席 1人当たりの占用面積が0.2平方メートル以上であり、手すり等の適当な設備が設けられていること。

(機械換気設備)

第3条 条例第3条第4号の規定による機械換気設備の機能及び構造は、次のとおりとする。

- (1) 観覧所の機械換気設備は、入場者1人当たり毎時25立方メートル以上の清浄な外気を供給できる換気能力があること。
- (2) 地階に設けられている観覧所又は床面積が400平方メートルを超える観覧所の機械換気設備にあつては、空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）又は給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備であること。

(令2規則11・一部改正)

(照明設備の照度)

第4条 条例第3条第5号の規定による照明設備の照度は、次のとおりとする。

- (1) 観覧所 上映又は上演中の場合にあつては床面において1.5ルクス以上、その他の場

合にあつては床面において75ルクス以上

(2) ロビー、休憩所及び便所 床面において150ルクス以上

(3) 廊下及び階段 床面において75ルクス以上

(4) 出入口、売店、楽屋及び入場券売場 床面から0.85メートルの高さの所において200ルクス以上

(令2規則11・一部改正)

(水洗便所)

第5条 条例第3条第6号の規定による水洗便所の構造及び便器の数の要件は、次のとおりとする。

(1) 便所の出入口が直接観覧所に開口していないこと。

(2) 床面及び床面から1メートルの高さまでの壁面が不浸透性材料で覆われていること。

(3) 清浄な水を十分に供給できる流水式の手洗設備が設けられていること。

(4) 便器の数は、次の表の左欄に掲げる観覧所の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上であること。

観覧所の床面積	便器の数
300平方メートル以下のもの	床面積25平方メートルごとに1個
300平方メートルを超える600平方メートル以下のもの	12個に300平方メートルを超える床面積30平方メートルごとに1個を加えた数
600平方メートルを超える1,000平方メートル以下のもの	22個に600平方メートルを超える床面積40平方メートルごとに1個を加えた数
1,000平方メートルを超えるもの	32個に1,000平方メートルを超える床面積60平方メートルごとに1個を加えた数

(5) 男性用大便器は、おおむね小便器5個につき1個の割合で設けられていること。

(令2規則11・一部改正)

(その他の構造設備の基準)

第6条 条例第3条第7号の規定による基準は、次のとおりとする。

(1) 上映又は上演のため観覧所の消灯を行う場合にあつては、漸減式照明が行える照明設備が設けられていること。

(2) 観覧所、ロビー及び休憩所には、温度計及び湿度計が入場者の見やすいように設けられていること。

(3) 入場者に用具を提供する場合にあつては、当該用具を衛生的に保管できる設備が設

けられていること。

(4) 清掃用具を衛生的に保管できる専用の設備が設けられていること。

(令 2 規則11・一部改正)

(空気環境の基準)

第7条 条例第4条第2号の規定による空気環境の基準は、次のとおりとする。

(1) 炭酸ガスの含有率が100万分の1,500以下であること。

(2) 観覧所にあつては、浮遊粉じんの量が空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。

(その他の衛生措置)

第8条 条例第4条第7号の規定による措置は、次のとおりとする。

(1) 救急医療品を適切に備えておくこと。

(2) ごみ等が飛散し、又は流失しない構造のごみ箱を適切に備えておくこと。

(3) 伝染病の疾病にかかつている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。

ただし、医師の診断により衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(令 2 規則11・一部改正)

附 則

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第11号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。